

中小企業の皆様の情報発信基地として

インフォメーション

No. 379

2018年 6 月号 JUNE



今月のお知らせ

今年度の住民税の特別徴収がはじまります。
省エネの一環として、クールビズを実施しております。
皆さまのご理解をお願いいたします。

- ／ 事業承継税制が改正されました
- ／ 「一日公庫」6月20日(水)開催 **申込受付中**
- ／ 労働保険・社会保険の事務手続き
- ／ はしやすめ ・カビの話
- ／ 税務まめ辞典 ・家賃にかかる消費税



shima
accounting & management
center

株式会社 嶋会計センター

税理士 嶋 賢治
税理士 吉岡恵一郎

〒851-0301 長崎市深堀町1丁目11番19
TEL 095-871-6017 FAX 095-871-6068
メールアドレス shima@shima-kaikei.co.jp
ホームページアドレス
<http://www.shima-kaikei.co.jp>

事業承継税制が改正されました



昨年の10月頃、日経新聞に「大廃業時代の足音、後継者未定127万社」という見出しが踊り、その内容は2025年には6割以上の経営者が70歳を超えるが、現状では中小企業の127万社で後継者が不在というものでした。

廃業する会社のおよそ5割が黒字経営というなか、経済産業省の試算ではこのまま廃業を放置すれば約650万人の雇用と約22兆円の国内総生産が失われる恐れがあるとして、事業承継税制が大幅に改正されています。

主な内容は、現行の事業承継税制に加え、平成30年1月1日から平成39年12月31日の10年間で「事業承継税制の特例」を創設。経営者が所有する全株式を贈与又は相続する場合に100%納税が猶予（先送り）される。

ただし、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの間に税理士等の経営革新等支援機関からの指導や助言を受けて作成した「特例承継計画」を都道府県知事に提出した会社であることが条件です。

特例承継計画の提出がない場合や39年12月31日までに贈与又は相続しない場合は現行制度となります。

現行制度と特例制度の相違点

| 項目 | 現行制度 | 特例制度 |
|----------------|--|---|
| ①対象株式 | 発行議決権株式総数の3分の2 | 全株式 |
| ②納税猶予額 | 贈与税：100% 相続税：80% | 贈与税：100% 相続税：100% |
| ③雇用確保要件 | 承継期間内5年平均80%維持 承継期間以内に80%を下回った場合は納税が猶予されている税額を全額納付 | 承継期間内5年平均80%下回っても要件を満たさない理由を記載した書類を都道府県知事に提出すれば認められる（実質撤廃） |
| ④贈与者・被相続人（渡す側） | 先代経営者のみ | 代表以外も可（複数株主） |
| ⑤後継者の要件 | 代表権を有する後継者1人 | 代表権を有する複数人でも可【最大3人】 （議決権割合の10%以上かつ保有割合上位3位までの同族関係者） |
| ⑥特例承継計画の提出 | 不要 | 必要（平成35年3月31日まで） |
| ⑦贈与期間 | なし | 特例承継計画提出から平成39年12月31日まで |
| ⑧相続時精算課税制度の対象者 | 贈与者：60歳以上の父母又は祖父母 受贈者：20歳以上の子又は孫 | 左記のほか、60歳以上の贈与者から20歳以上なら誰でも適用可 |
| ⑨特例承継期間後の減免措置 | ◎解散：納税が猶予されている税額を全額納付 ◎売却：売却額又は売却時の時価のいずれか高い額を基に納付金額を計算 ◎合併：合併時の対価又は合併時の時価のいずれか高い額を基に納付金額を計算 | 経営環境の変化を示す一定の要件を満たす場合には以下の額を基に納付金額を再計算 ◎売却：売却額 ◎合併：合併対価の額 ◎解散：解散時の時価 |

特例承継計画を提出していた方が良い会社は主に自社株の評価が高く、所有する株式に対して相続税が高額になる場合です。相続税が少額または発生しない場合は特に心配する必要はありません。

また、特例承継計画を提出した場合、今の代表者は平成39年12月31日までに代表を退き、所有する株式を後継者へ渡さなければいけません。したがって10年以内に代表者を交代しても良い場合に限りです。

特例制度を希望する場合は、これから5年後の平成35年3月31日までに特例承継計画を提出することになりますので、いつ、誰に引き継がせるのかじっくり考える必要があります。

納税猶予に惑わされ、リスクを考えずに安易に計画書を提出するのは、経営悪化を招く恐れがあります。まずは現状を分析し、どこに問題があるのかを事前に知っておくことが重要です。

当事務所でも計画を提出する場合のメリット・デメリットをじっくり検討していきたいと思っております。

「一日公庫」6月20日(水)開催 申込受付中

- 場所 (株)嶋会計センター 1階会議室
- 申込 6月15日(金)までに当事務所・各担当に申し出て下さい

夏の賞与資金などに向けての資金繰り対策はもうお済みでしょうか? 「一日公庫」は、日本政策金融公庫が当事務所に出張して、申込者と貸付面談を行うものです。公庫が事前に審査できる期間を確保して面談日に融資の可否を決定していただく関係で、皆様には早めの申し込みをお願いしております。

現在、決算を2期以上終わられている事業所に対する5年以内の普通貸付の基準金利は、**担保提供がある場合は1.16%~2.25%**、**担保提供ができない場合の「担保を不要とする融資」については2.06%~2.55%**、さらに経営者の保証も避けたい場合は、「経営者の保証を不要とする融資」として、「すでに公庫と取引がある」「債務超過でない」「社長に対する貸付がない」「返済遅延がない」などの条件がありますが貸付利率に0.2%上乗せした経営者保証免除特例制度もあります。

なお、上記の貸付と異なる無担保・無保証でさらに低金利1.11%の「経営改善貸付(マル経融資)」の申込は、商工会議所・商工会でしかできません。

労働保険・社会保険の事務手続き

労働保険の年度更新 申告と納付 6月1日(金)から7月10日(火)まで

29年度精算・30年度概算保険料は、申告と同時に、7月10日までの納付となります。概算保険料総額が40万円以上(労災保険または雇用保険のみ加入は20万円以上)の場合や労働保険事務組合に手続きを委託している場合、保険料を3回で納めることができます。

その場合、第2期は10月31日、第3期は翌年1月31日が期限となります。(事務組合に加入する事業所は、事務組合が指定した日)

なお、口座振替を利用している場合、第1期が9月6日、第2期は11月14日、第3期は翌年2月14日となります。口座振替を利用したい場合は、労働局や労働基準監督署の窓口、または厚生労働省のホームページから申込書入手し、口座引落を希望する金融機関の窓口へ提出してください。(ただし第1期の口座振替はすでに締め切られています)

また、今年度より一部の業種について労災保険料率を変更されています。

社会保険の算定基礎届の提出 7月10日(火)まで

社会保険の算定基礎届は、7月1日現在で使用している全ての被保険者に対し4~6月に支払った賃金を基に年1回の標準報酬月額を決定する更新手続きです。

今回から、マイナンバー制度の導入に伴い算定基礎届と総括表が新様式に変更されています。

新しい標準報酬月額は、9月分保険料から1年間(月額変更該当する場合を除き)適用されます。ただし、以下の①~③のいずれかに該当する方は算定基礎届の提出が不要です。

①6月1日以降に資格取得した方、②6月30日以前に退職した方、③7月改定の月額変更届を提出する方

※「届出用紙」で提出する場合は、備考欄の「3. 月額変更予定」を○で囲んでください。また、算定基礎届を提出した後に、8月および9月改定の月額変更該当した方については、月額変更が優先されますので、別途「月額変更届」の提出が必要となります。

はしやすめ

カビの話



気象庁は5月28日、平年より8日早く、そして昨年より23日も早く九州北部が梅雨入りしたと発表しました。これから7月中旬ごろまで「ジメジメ」「ムシムシ」した時期になります。

梅雨（つゆ）と聞いて思い浮かぶのは『カビ』ですが、どうして梅雨になるとカビが出てくるかというと、単にカビが育つのに快適な環境になるからです。普段は梅の実が熟す頃に降る雨で「梅雨（ばいう）」と呼びますが、この時期に黴（かび）が生えやすいから「黴雨（ばいう）」とも呼びます。ちなみに「ばいきん」を漢字で書くと「黴菌」となります。じゃあ「バイキンマン」は漢字で書くと「黴菌男」なんじゃないですか。なんだか急にかわいくなかった感じがしますが。

さて、カビの種類はおよそ3万種あるといわれ、有名なのは「黒カビ」で主にお風呂など湿気が多い場所に生えます。見た目どおり黒色で、繁殖力が強く、他のカビと違って菌糸が根をはって深く入り込むため掃除してもしばらくするとまた生えてきます。乾燥にも強く、アレルギーの原因にもなります。

「ススカビ」も同様に高湿度を好み、プラスチック製品を腐らせるほど強いカビです。エアコン内部のプラスチックにも繁殖するので、エアコンをつけて咳が出るのはもしかしたらカビが原因かもしれません。他にもビニールクロスやタンスの裏側、衣類などにも発生します。

さて、何かと悪いイメージのカビですが、なかには人にとって有益なものもあります。代表的なものはブルーチーズの製造に使われる「青カビ」ですが、医師から処方される抗生物質（ペニシリン）もイギリスの細菌学者フレミングにより青カビから偶然発見されたものです。余談ですが、数年前に放送されたテレビドラマ「JIN - 仁 - 」では江戸時代にタイムスリップした医師が、みかんの表面に生えた青カビからペニシリンを作り出し患者を救うシーンが描かれています。

日本にも古くからカビを利用した味噌や醤油、日本酒などの発酵食品があります。日本酒やかつお節は偶然できたものだといわれています。カビによって腐っているのか、発酵して風味やうまみが増しているのかなんて匂いや見た目だけではなかなか判断できません。最初に口にした人の勇氣に感謝ですね。

いまだに新しい種類が発見されており、将来的には20万種を超えると予測されているカビですが、願わくは兵器よりも薬や食品に利用される良いカビが見つかってほしいものです。

税務まめ辞典

家賃にかかる消費税

住宅用として借りている家賃には消費税がかからないということをご存知の方も多いと思います。

それでは住宅用として契約した物件を借主が勝手に事務所として使用した場合はどうなるのか。答えは、原則として契約を変更しない限り居住用として消費税は非課税となります。

これは、貸している側は非課税として計算しているのに借りている側が勝手に課税としてしまうと矛盾が生じるためです。

事業用として賃貸契約をしている場合、家賃や共益費についても課税対象となります。また、家賃とは別に支払う駐車場代も課税として取り扱われますので、賃貸契約の確認をしておく必要があります。

ちなみに土地のみの賃貸は非課税ですが、土地と建物を一緒に借りている場合は全体が建物の賃貸として取り扱われ、事務所として借りる場合は課税されます。

ただし、住宅用として契約した建物や土地等についても賃貸期間が1ヶ月に満たないものは課税されませんので注意が必要です。